

Q&A(令和8年度)

分類	No.	質問	回答
全体	1	この補助金はどのような目的の制度ですか。	草津市内の中小企業等の人材定着を支援し、安定的な事業展開を後押しすることを目的としています。
	2	どのような企業がこの補助金の対象となりますか。	草津市内に事務所または事業所をもち、申請日時点で既に事業を営んでいる中小企業者等が対象です。ただし、国・県・市が所有・管理・運営する施設、市税に未納があるもの、大企業の子会社とみなされる企業、暴力団関係者、性風俗関連特殊営業を行う者、特定の宗教・政治団体と関わる者、事業を営まない町内会などは対象外となります。
	3	補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。	①申請: 企業が草津市に補助金を申請します。 ②審査・交付決定: 提出された申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。 ③実績報告: 企業は実績報告書を市に提出します。 ④補助額確定: 提出された実績を審査し、交付すべき補助金の額を確定します。 ⑤交付請求・支払い: 企業が補助金の交付請求を行い、市から補助金を支払います。
	4	この補助金の対象期間はいつですか。	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間が対象となります。
	5	補助金申請にあたって注意すべき点はありますか。	予算の状況によっては、募集期間内であっても受付が終了する場合があります。
交付申請関係	6	補助金の申請額は円単位で記載してよいか。	千円未満を切り捨てて記載してください。
	7	滋賀県産業支援プラザから補助金の交付を受けてない場合は、申請することはできないのか。	滋賀県産業支援プラザから奨学金返還支援に関する補助金の交付を受けていることが前提となるため、申請書を提出いただいても、交付決定を行うことはできません。
	8	どのような従業員が支援対象となりますか。	企業が就業規則等に基づいて奨学金返還支援を行う対象となる従業員で、滋賀県産業支援プラザの「若年層等人材確保・定着補助金」または「中核人材定着補助金」の対象となる従業員であり、かつ草津市内の事務所または事業所に勤務している方に限られます。
	9	市税の納税証明書とは、草津市税分の証明書か。	御認識のとおりです。(領収書不可)